藍住町 第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（概要版）

1.実行計画策定の背景

（１）国内外の動向

近年、地球温暖化による異常気象が世界各地で頻発し、自然環境や私たちの生活に深刻な影響を及ぼしています。この地球規模の課題に対し、平成27（2015）年のパリ協定では世界の平均気温上昇を1.5℃に抑える努力目標が掲げられました。さらに平成30（2018）年のIPCC報告書では、将来のCO_2排出実質ゼロの必要性が示されたことで、世界中で「2050年カーボンニュートラル」に向けた動きが加速しています。最新の報告書では温暖化に対する人間の影響が断定されており、世界中でより一層の対策が急務となっています。また、日本でも令和2（2020）年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言して以降、令和12（2030）年度までに温室効果ガスを平成25（2013）年度比で46%削減し、さらに50%の高みを目指す中間目標を掲げています。加えて、令和17（2035）年度に65%削減、令和22（2040）年度に79%削減というより高い水準を目指す方針も新たに示しています。

（２）藍住町の取組

平成22（2010）年度に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」）に基づく地方公共団体実行計画として「藍住町地球温暖化対策実行計画」を策定し、本町の事務及び事業における温室効果ガスの排出削減に断続的に取り組んできました。この度、第3次実行計画が令和8年3月をもって終了したことから、これまでの状況の変化等も踏まえ、本町の事務及び事業における更なる温室効果ガスの排出削減を推進するため、新たに「藍住町第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第4次実行計画」）を策定するものです。

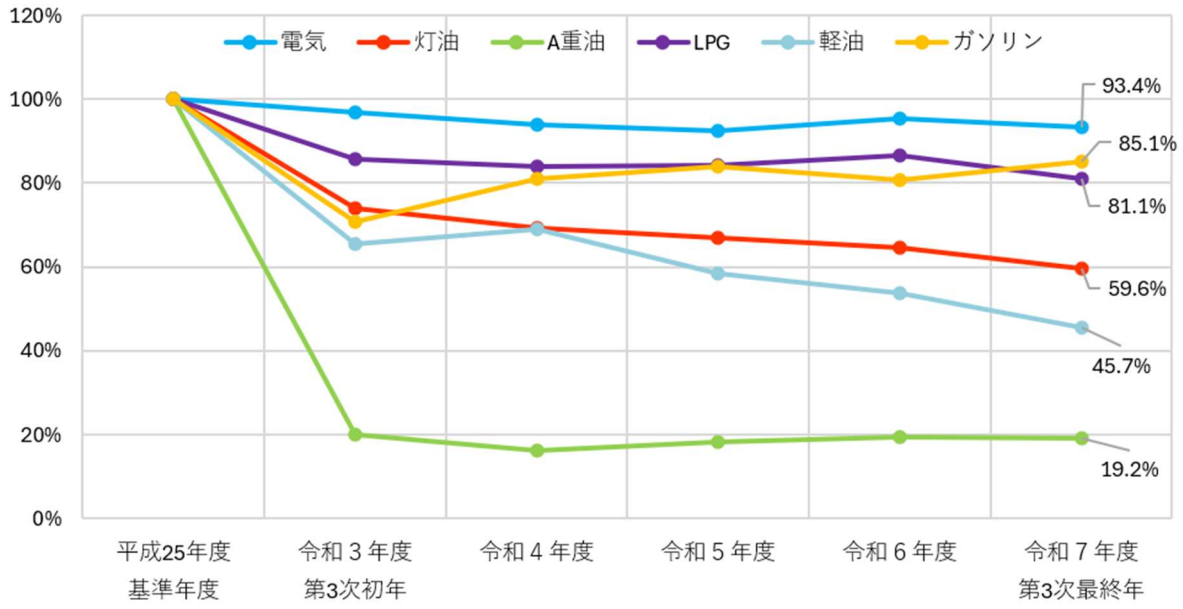
前計画（第3次実行計画）の最終年度である令和7年度の温室効果ガス総排出量は、削減目標の28.1%に対して、43.1%の削減となり、目標を達成しています。

項目	単位	平成25年度（基準年）	令和２年度（第2次最終年）		令和7年度（第3次最終年）	
		排出量 t-CO_2	排出量 t-CO_2	基準年比 増減量	排出量 t-CO_2	基準年比 増減量
燃料	ガソリン	57	36	-36.9%	49	-14.8%
	軽油	118	86	-27.7%	54	-54.3%
	灯油	251	208	-16.9%	149	-40.5%
	A重油	699	505	-27.7%	134	-80.9%
	LPG	128	90	-29.3%	99	-22.6%
電気		5,618	3,502	-37.7%	3,425	-39.1%
総排出量		6,871	4,428	-35.6%	3,910	-43.1%

（３）前計画の目標達成要因

前計画における温室効果ガス削減目標の達成の背景には、主に２つの要因が挙げられます。

第一の要因として挙げられるのが、「下水処理の運用変更」による温室効果ガスの大幅な削減です。これまで本町の処理施設（中央クリーンステーション）で処理していた下水を、徳島市や鳴門市など周辺の市町と合同で県が管轄する処理場（アクアきらら月見ヶ丘）へ繋ぎ、一括処理する仕組み（下水投入）に切り替えました。これにより、これまで本町の処理施設で大量に使用していた燃料（A重油）が不要となり、基準年と比べて約80%減と、温室効果ガスの削減に大きく貢献しています。



第二の要因は「電力会社のCO_2排出係数の低減」です。電力会社のCO_2排出係数とは、「電気を1kWh作るために、発電所でどれくらいの二酸化炭素（CO_2）が出ているか」を示す数値であり、温室効果ガス排出量の計算にも使用します。

電気使用によるCO_2排出量の計算式
電力使用量（kWh）× **電力会社のCO_2排出係数（kg-CO_2/kWh）**

本町においては、基準年には「0.700kg-CO_2/kWh」だった四国電力のCO_2排出係数が、令和7年度には「0.457kg-CO_2/kWh」まで改善したことも、全体の大幅な排出削減に繋がっています。

また、国の計画では、2030年度（令和12年度）には日本全体の電力排出係数を「0.250kg-CO_2/kWh」程度まで引き下げるという目標が設定されていますが、後述する本町の温室効果ガス削減目標の試算には、「0.400kg-CO_2/kWh」を採用しています。

2.第４次実行計画の概要と削減目標

（１）計画の目的

「温対法」第21条第１項の規定に基づき、市町村等は「地方公共団体実行計画（事務事業編）」を策定することが義務付けられています。

意義及び目的

- 法令の遵守（「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」）
- 町の事務及び事業における省エネルギー化を主体とした地球温暖化対策の推進
- 町民・事業者への普及啓発を目的とした行政の率先行動
- エネルギー消費量削減による経費節減

また、SDGs（持続可能な開発目標）における中で、本計画と関連する目標は以下の通りです。



（２）基準年及び実行計画期間

- 第4次実行計画の基準年　：　平成25年度
- 第4次実行計画期間　：令和8年度～令和12年度（5年間）

（３）調査対象とする事務･事業

- 本町が管理する全ての事務及び事業（直接管理施設及び指定管理施設）

（４）調査対象とする温室効果ガス

- 調査対象ガス　：二酸化炭素（CO_2）

（５）第4次実行計画における削減目標（短期目標）と中長期目標

短期目標：

第4次実行計画最終年度の削減目標

令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で50.0%削減

中期目標：

中期目標

令和17（2035）年度に平成25（2013）年度比で65.0%削減

長期目標：

長期目標

令和22（2040）年度に平成25（2013）年度比で79.0%削減

3.温室効果ガス削減目標と取組施策

(１) 温室効果ガス削減目標

本町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は令和7（2025）年度時点で3,910t-CO_2となっており、平成25（2013）年度の排出量の6,871t-CO_2と比べて43.1%減少していることから、50%削減までの残り6.9%分（474t-CO_2）の温室効果ガス排出量以上の削減が必要です。以下の削減効果により、令和12（2030）年度までに656t-CO_2の削減を見込んでいます。

取組	算出 削減効果 (t-CO2)	試算の考え方の概略
省エネルギー対策　LED化	117	各施設への調査により、LED照明が導入されていない施設について、一般的なオフィスビルの電力消費量に占める照明の割合をもとに、LED照明に更新した場合の省エネ効果を踏まえて試算。
省エネルギー対策　空調の温度設定	65	一般的なオフィスビルの電力消費量に占める空調の割合をもとに、空調の温度設定を1℃緩和した場合の省エネ効果を踏まえて試算。
省エネルギー対策　エコドライブ	7	エコドライブによる削減効果を踏まえて試算。
公用車の電動車導入	11	第６次藍住町総合計画より、令和11(2029)年度の公用車電動車導入率 普通車100%、軽自動車50%を目標に設定。普通車はハイブリッド車、軽自動車は電気自動車への入れ替えを想定して試算。
太陽光発電設備の導入	29	第6次藍住町総合計画より、公共施設への太陽光発電設備導入について令和11(2029)年度に2箇所増設の計画。藍住町庁舎と西クリーンステーションの設置規模と同程度の施設容量と想定して試算。
電気のCO_2排出係数低減	427	四国電力のCO_2排出係数が令和12（2030）年度に0.400kg-CO_2/kWhに低減されると想定して試算。

(２) 取組施策

国の「政府実行計画」における「省エネルギー対策の徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用」を本町の第4次実行計画の取組方針とし、以下の通りソフト及びハード両面で展開します。

ソフト面の取組施策 **（職員の行動および契約の見直し等における取組）**	■意識改革の推進 ■行動変容の推進 ■再生可能エネルギー電力への電力契約の切替 ■指定管理や外部委託の施設に対する運用改善
ハード面の取組施策 **（施設や設備における取組）**	■設備機器の運用改善・保守管理および更新に関する取組 ■管理施設の見直しおよびZEB化の検討 ■次世代自動車への更新 ■太陽光発電設備の導入推進

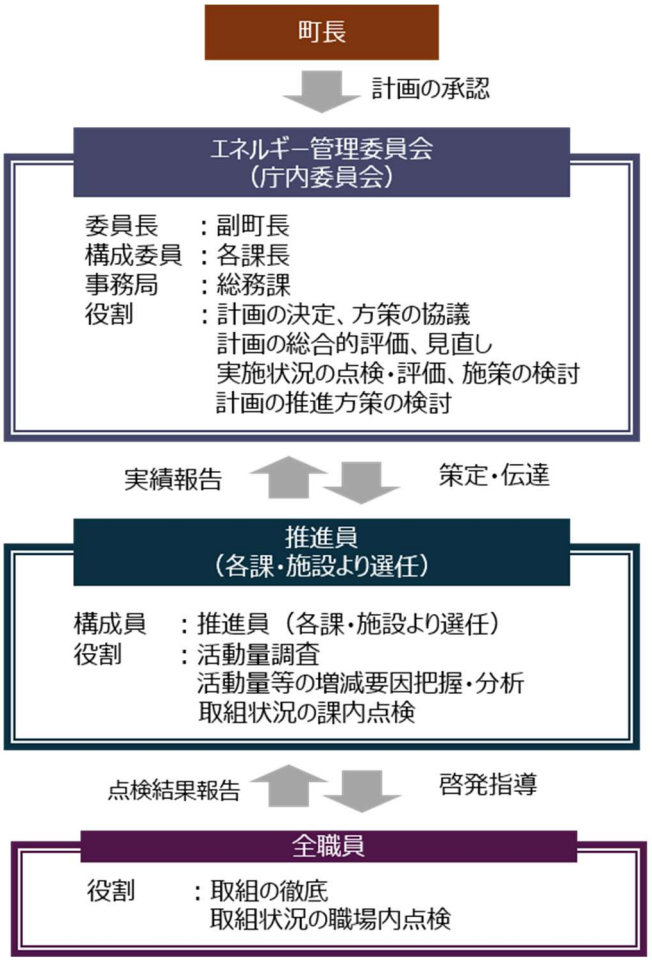
4.推進体制と進行管理

（１）推進体制と進行管理

本町が温室効果ガスを継続的に削減するためには、全庁横断的な組織のもとに温室効果ガス削減目標の達成に向けた施策の検討・実施が求められることから、右図に示す推進・点検体制のもとに実行計画を推進します。

進行管理については、各組織等が自らの役割を踏まえ、計画期間内の計画全体の推進及び施設単位での毎年度の取組の推進の両方において、多層的にPDCAサイクルを運用し、継続的な改善を図りながら推進します。

また、年度ごとに調査対象範囲の温室効果ガス排出状況調査及び職員の取組状況調査を行い、排出状況の実態把握及び取組状況とともに、実行計画における温室効果ガス削減目標の達成状況等を確認し、次年度により効果的な取組を図るための施策等について検討します。



（２）進捗状況の公表

実行計画の推進にあたっては、地域の環境、ひいては地球の環境を守るために、行動の輪を行政から町民・事業者に広げることで地域一体となった行動に波及していくことが望まれます。そのために事務局は、毎年度、実行計画の運用状況等について広報紙及びホームページ等を通じて町民に公表するものとします。

また、現在の本町の取組を庁内はもとより町民・事業者に広くアピールし、町民・事業者に対する普及・啓発を行うため、町の施設利用者に対して協力と理解を呼びかけるポスターや館内放送等を実施し、より多くの町民を巻き込んだ取組となるような対策を講ずるものとします。